

高知県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">-略-</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び経営開始直後に新規就農促進研修支援資金及び農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年就農者の確保及び育成を図るため、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という）及び農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「人材力強化実施要綱」という。）に基づき一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する当該資金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p style="text-align: center;">-略-</p> <p>（事業計画の作成）</p> <p>第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするとき</p>	<p style="text-align: center;">高知県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">-略-</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び経営開始直後に農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年就農者の確保及び育成を図るため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する当該資金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p style="text-align: center;">-略-</p> <p>（事業計画の作成）</p> <p>第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするとき</p>

は、**緊急対策**実施要綱別記1別紙様式第22号による**新規就農促進研修支援事業**計画又は**人材力強化**実施要綱別記1別紙様式第25号による市町村農業次世代人材投資事業計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた**新規就農促進研修支援事業**計画又は市町村農業次世代人材投資事業計画について、次に掲げる重要な項目につき変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

（1）新規就農者数に関する目標

（2）資金の交付計画における資金総額の増額又は30パーセントを超える減額

（3）経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30パーセントを超える減額

（4）**新規就農促進研修支援事業**の交付主体

（5）推進事業費の増加

（補助金の交付の申請）

第6条 補助事業者は、前条第1項の**新規就農促進研修支援事業**計画又は準備型交付計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

-略-

は、実施要綱別記1別紙様式第26号による準備型交付計画又は実施要綱別記1別紙様式第25号による市町村農業次世代人材投資事業計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた準備型交付計画又は市町村農業次世代人材投資事業計画について、次に掲げる重要な項目につき変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

（1）新規就農者数に関する目標

（2）資金の交付計画における資金総額の増額又は30パーセントを超える減額

（3）経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30パーセントを超える減額

（4）準備型の交付主体

（5）推進事業費の増加

（補助金の交付の申請）

第6条 補助事業者は、前条第1項の準備型交付計画又は市町村農業次世代人材投資事業計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

-略-

<p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>-略-</p> <p>(交付対象者の情報の共有)</p> <p>第13条 -略-</p> <p>5 県及び補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、事業採択時の人材力強化実施要綱の「農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取り扱いについて」により適切に取り扱うものとする。</p> <p>-略-</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出し、<u>準備型交付実績報告又は市町村農業次世代人材投資事業実績報告の承認を受けなければならない。</u></p> <p>-略-</p> <p>(交付対象者の情報の共有)</p> <p>第13条 -略-</p> <p>5 県及び補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、<u>実施要綱別紙様式第19号</u>により適切に取り扱うものとする。</p> <p>-略-</p> <p>新設</p>
---	---

別表第1 (第3関係)

事業内容	補助事業者	補助率
1 農業次世代人材投資資金 削除 経営開始直後の新規就農者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。	市町村 削除	定額
2 推進事業 補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。 (1) 補助事業の実施に関する事務 削除 (2) 補助事業の交付対象者の指導活動	一般社団法人高知県農業会議及び市町村	定額
3 経営発展支援金事業 経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するために補助事業者が行う支援金の交付に要する経費を補助する。	市町村	定額
4 新規就農促進研修支援事業 就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等(以下「研修機関等」という。)において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。	一般社団法人高知県農業会議又は市町村	定額

別表第1 (第3関係)

事業内容	補助事業者	補助率
1 農業次世代人材投資資金 (1) 準備型 就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等(以下「研修機関等」という。)において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。	一般社団法人高知県農業会議又は市町村 ただし、令和3年度からの新規対象者に対する交付は、実施要綱第7の1の(12)に定めるサポート体制を構築しているものに限り対象とする。	定額
(2) 経営開始型 経営開始直後の新規就農者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。	市町村 ただし、令和3年度からの新規対象者に対する交付は、実施要綱第7の2の(12)に定めるサポート体制を構築している市町村に限り対象とする。	定額
2 推進事業 補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。 (1) 補助事業の実施に関する事務 (2) 補助事業の普及活動 (3) 補助事業の交付対象者の指導活動	一般社団法人高知県農業会議及び市町村	定額
3 経営発展支援金事業 経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するために補助事業者が行う支援金の交付に要する経費を補助する。	市町村	定額
新設		

別表第2 (第3関係) -略-

別表第3 (第4関係) -略-

別記

第1号様式 (第6条関係)

-略-

3 経費の区分

区 分	補助事業に要する経費(又は要した経費)	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 農業次世代人材投資資金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 経営発展支援金					
4 新規就農促進研修支援資金					
合 計					

-略-

別表第2 (第3関係) -略-

別表第3 (第4関係) -略-

別記

第1号様式 (第6条関係)

-略-

3 経費の区分

区 分	補助事業に要する経費(又は要した経費)	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 農業次世代人材投資資金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 経営発展支援金					
新設					
合 計					

-略-

5 収支予算（精算）

-略-

(2) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農業次世代人材投資資金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 経営発展支援金					
4 新規就農促進 研修支援資金					
計					

-略-

第4号様式（第10条関係）

3 添付書類

- ・農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）の別紙様式第25号の市町村農業次世代人材投資事業実績報告又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別紙様式第22号の新規就農促進研修事業交付実績報告

5 収支予算（精算）

-略-

(2) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農業次世代人材投資資金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 経営発展支援金					
新設					
計					

-略-

第4号様式（第10条関係）

3 添付書類

- ・農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）の別紙様式第25号の経営開始型交付実績又は別紙様式第26号の準備型実績

